

## —学校教育目標—

学びあう子

助けあう子

きたえあう子

## 1. 学校経営（チームくにご）の基本理念

昨年、創立五十周年式典を挙げるに当たり、本校の歴史を紐解いた。そこで、かつての教育目標は「からだをじょうぶにする たすけあう すすんでやりぬく」であったが、第十二代 木村 修司校長が、平成18年に現在の教育目標を定めたことがわかった。時代が、そして地域・保護者が今求めるくにごの子供たちの目指す姿である。この教育目標は、自立・自律した児童が、互いの切磋琢磨により、向上していくことを願ったものであり、正に、現在盛んに提唱されている児童が主体的・協働的に学ぶ姿を予見したものであるのではないだろうか。しかし、相互依存ではない、真に『学びあい、助けあい、きたえあう』ことができる子供たちを育てていくことは、決してたやすいことではない。「集団を育てる」ために、私たち教職員は、常に自己研さんに励み、さらに、私たちこそが互いに切磋琢磨し、向上する集団でなければならない。教職員・児童共に高め合う集団になることを基本理念とする。

## 2. 目指す学校像

- (1) 児童が目目を輝かせて登校し、真剣に学び合い、友だちや先生と仲良く元気いっぱい過ごす笑顔あふれる学校《子供の姿》
- (2) 全教職員が教育公務員としての自覚と使命感、誇りをもち、共通の目的に向かって、創造的に協働し、互いに切磋琢磨して人間性と専門性を磨き合う学校《教職員の姿》
- (3) 保護者や地域社会との相互理解、連携を図り、学校のもつ教育力を家庭・地域社会のために積極的に生かし、共に子どもを見守り、育てていく学校《保護者・地域からみた学校の姿》

## 3. 学校経営（チームくにご）の基本姿勢

- 国立第五小学校は、ここに学ぶ児童のためにある。「子供たちのためにはどのようにするのが一番よいのか」をいつも判断の基準にする。  
「よい」=子供たちが「生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）」を身に付けることに効果的である。

## (1) 授業力の向上を常にめざす。

学校は第一義的には「学ぶところ」である。小学校学習指導要領の内容を全て修得させて「小学校の全課程を修了する」ことになる。子供たちが「できた」「わかった」「そうだったのか」と、学ぶ喜びを感じることのできる授業を日々目指す。校務改善を進め、優先順位を付けて時間を生み出してきた歴史を踏まえ、「教師は授業で勝負」の精神で校内研究、研修、個々の教材研究に励む教師とならねばならない。

## (2) 信頼ある開かれた学校づくりに努める。

学校への信頼は、「児童のよりよい変容」の蓄積の上に築かれる。そのためには、その変容を見逃さず、しっかりと保護者に伝えていくことの積み重ねが必要であり、そのことにより信頼関係を築くことができる。また、指導については、公平、公正であり、ぶれないことが大原則である。私たちは生い立ちも経験年数も専門も異なる人間の集団であるが、だからこそ、まず全教職員がこの原則に則った指導を行い、保護者と信頼関係を築くようにしたい。

なお、学校での児童の体調不良、けがなどについては、特に慎重に対応すること。実は学校はリスクな場所。まず事故を事前に予測し、防ぐためにでき得る最善の努力をする。「ついうっかり危険箇所を放置した」「分かっていたのだが、あとで直そうと思った」等を理由とする事故は絶対におこさない。

保護者・地域と教職員の願いは本来同じであり、「子供たちのために」に尽きる。ただ、子供をみる視点や角度が違うことがある。私たちは学校教育に携わるプロフェッショナル集団であることに誇りをもちつつも謙虚に、情報・行動連携に努める。そして、自信をもって教育活動を発信する。⇒「いつでも、毎日が授業参観」

ただし、保護者にとっては、「学校に行くのは、学校を信頼してないようで気が引ける」というような考えをする方もいる。そうではないことを笑顔で伝えていく。そして、それは、何かあってからでは遅い。始めから、変わらぬ姿勢として伝えていくことが肝要である。

### (3) 意識の変化に対応できる学校づくりに努める。

保護者・地域・社会の学校や教職員への要求は多様化し、より厳しいものとなっている。教職員の児童への対応の仕方（テストや作品などの処理〔掲示含む〕・返却方法にも注意・教師がきちんと点検をしたことを明らかにする）サービス態度（接遇、出退勤時刻、書類の提出期限・起案決裁順序の順守、机上整理など）、服装（名札着用、TPOに合わせた清潔感のあるもの、儀式的行事）や言葉遣いにも細心の注意を払う必要がある（サービス規律の保持）。言葉遣いにおいては、「親愛の情から」のぞんざいな言い方や呼び捨ては通用しない。さらに、統一性をもたせることも大切。（ある子は名前、ある子は苗字、ある子は愛称のようなことは子供の不公平感につながる）

また、授業は「ハレ」の場であるという意識も大切にしたい。「君」「さん」の呼称は相手への敬意。このことを教職員が率先して子供たちに示していくことで、子供たちにも互いを思いやる気持ちの素地を作っていく。

開示・訴訟型社会になりつつある今日、組織として説明責任を果たすことが求められていることを踏まえ、常に組織で情報を共有し、教育公務員としての自覚と良識をもった教職員でなければならない。管理職への報告は基本中の基本であるが、案件に応じて、学年主任、生活指導主幹、教務主任、特別支援教育コーディネーターなど、校内でまず情報を集約するべきところに報告・相談することが「組織的対応」である。

### (4) 子供の世界や感性を尊重する。

「子供は未熟な大人」の部分が全てではない。一人一人が悩み、考え、日々懸命に生きていることを忘れない教師であってほしい。自身の小学校生活を振り返れば、そのことがよく分かるはずである。その上で、迎合するのではなく、毅然として正す時には正し、ぶれない指導をする。

### (5) 今あるものを常に見直し、改善につなげる組織である。

学校が出会う様々な課題は、既存の思考、組織、取組では対応できなくなってきた。今ある学校の在り方、組織の在り方、教育活動を常に「改善」の視点をもって、見直していく学校でなければならない。校務改善は、誰かがやってくれるのではなく、一人一人の課題意識から始まる。ぜひ、一人一人が常に「これでいいのか」「何かより良い方法があるのではないか」と、自分に問いかけながら物事にあたることが大切である。特に、学校全体に関わる教育活動を行う際は、前年（前例）踏襲ではなく、新たな目と心でその教育活動をとらえなおし、起案する。朝礼暮改も時には必要、というような柔軟な思考をもってほしい。また、教育活動実施後の反省は、速やかに次年度の計画に生かし、その時点で改善しておくことで、年度末の業務軽減につなげる。

4. 教育目標を達成するための基本方針（左カッコ内の番号は東京都教育ビジョンにおける方向と主要施策）

【 】の後の（ ）内は、本市の教育指導支援事業計画との関連） 星印は言語能力香料拠点校の取組に関連するもの

	基本方針とその具現化に向けた取組
① (方3施4)	<p>【人権教育の充実】（Ⅰ「命の教育」推進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 学級での温かな人間関係を構築し、いじめを未然に防止する。</li> <li>★『学級内での温かな人間関係が子供たちの言語能力を担保する』・良好な人間関係は学力向上の鍵</li> <li>◎ 自己有用感を高める指導の工夫（調査の見直し、結果を踏まえた指導法の研究）</li> <li>◎ 一人一人の児童が「認められた」と実感できる場の設定⇒朝の出席確認も大切な場。忙しくても方法はあつた。その日一度も担任と話さないで帰る児童をつくらない。</li> </ul>
② (方7施13)	<p>【教職員の資質向上⇒一人一人の児童が「わかる」授業の実施】 （Ⅱ 学力・体力向上授業）（Ⅳ 学校組織力向上・人材育成事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★◎ 言語能力の向上「美しい日本語の使い手を育てる」返事、敬語、語尾まではっきり、美しい言葉</li> <li>◎ 授業を支える（授業以前に整える）授業規律の徹底指導⇒<b>あいさつと返事</b>、鉛筆の持ち方、授業の準備、したじき使用等</li> <li>◎ くにごOJTプロジェクト⇒成果を実感できる研究（助成金の申請を全グループで）</li> <li>○ くにごメソッド」に基づく授業展開を全員が習得⇒知識・技術の継承</li> <li>○ 授業力向上の研修⇒多様な講師（外部、内部）、研修方法、研修時間</li> <li>○ 交換授業の活用</li> </ul>
③ (方5・6施8・10)	<p>【心と体の健康教育の充実】（Ⅱ 学力・体力向上事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ オリンピック・パラリンピック教育推進校としての取り組みの継続・推進（体力テスト、PUT・PUE、講演、指導支援、指導法の研修等）</li> <li>★◎ 学芸会実施により言語力向上をめざし、豊かな情操を育てる。</li> <li>★◎ チーム読書プロジェクト 言葉の力は読書から！言語能力向上の基盤</li> <li>◎ 保健指導・給食指導・食育指導の充実「残菜率を下げる」</li> </ul>
⑤ (方8施16)	<p>【特別支援教育の充実】（Ⅲ 特別支援教育推進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 相談支援委員会の充実 ◎ 全学級での交流及び共同学習実施（周知と保護者への啓発）</li> <li>◎ 通常学級での特別支援教育の充実⇒インクルーシブ教育システム構築「連続性のある多様な学びの場」の提供を目指したSS・SC等とのよりよい共同体づくり</li> </ul>
⑥ (方3施5)	<p>【道徳教育の充実】（Ⅰ「命の教育」推進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 道徳授業地区公開講座の充実・授業・意見交換会を両輪に</li> <li>○ 「扇の要」となる道徳の授業改善⇒年間指導計画に基づいた計画的指導</li> </ul>
⑦ (方4施7)	<p>【幼・保小中連携の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達段階に応じたキャリア教育の推進</li> <li>○ 相互授業参観等及び協議会の充実（小中合同研究会を中心に）</li> <li>○ 日常的な情報交換・交流</li> </ul>

⑧ (方 10 施 22)	<p><b>【保護者・地域との連携】</b>(V 保護者・地域・関係諸機関等との連携事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 保護者・地域との連携(「ちょこボ」積極的活用)・・・担当部署設置、育成会との連携も強化 ちょこボ公募の方策検討</li> <li>◎ くにごサポート会議の時期・内容改善⇒より、改善意見をいただきやすいものに</li> <li>◎ 学校公開・土曜授業・研究授業公開⇒さらに「<u>毎日が授業参観</u>」</li> <li>◎ 「放課後学習教室」「ほうかごキッズ」運営への協力</li> <li>○ 桜守、農業生産者等との連携</li> <li>○ 学校・学年・学級だより等による速やかな情報発信                      ○ HP活用プロジェクトの推進</li> </ul>
1 8) (方 8 施	<p><b>【校務改善による職場環境の向上】</b>(IV 学校組織力向上・人材育成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 経営会議・各部会の役割の明確化と連携による校務改善の推進(プロジェクトチーム継続)</li> </ul>
1 1) (方 6 施	<p><b>【児童の安全を守る方策の整備】</b>(I 「命の教育」推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地区班下校・セーフティ教室の充実                      ○ 安全指導の充実・改善(保教会・育成会・自治会等との連携)</li> <li>○校内生活ルールの徹底</li> </ul>
1 7) (方 8 施	<p><b>【外部機関との連携による問題の早期解決】</b>(V 保護者・地域・関係機関等との連携事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援委員会の活用                      ○ スクールカウンセラーとの連携</li> <li>○ いじめ対策委員会(くにごサポート会議)との連携</li> </ul>
⑫	<p><b>【教育課程の適正実施と教育環境の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 週ごとの指導計画の充実(ねらい・配慮事項等の記入、振り返り)⇒<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">子供の姿を知らせてください</span></li> <li>○ 的確な事務処理(変更時の迅速な報告、届出業務、期限遵守)</li> <li>○ 掲示物の工夫、教室内の整理・整頓・清掃⇒人権への配慮、清掃ルールの統一・確認 校内美化を「あきらめない」</li> </ul> <p>「最大の環境は教師」・・・言葉遣い、振る舞い、身だしなみに配慮</p>